浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、可美公園施設
指定管理者募集要項

浜松市南区役所区民生活課

令和６年６月

指定管理者募集要項・目次

項目	内容	ページ
1	施設の概要	3
2	指定管理者が行う業務の範囲	7
3	指定管理期間	7
4	指定管理料	7
5	利用料金の規定	7
6	事業所税の有無	7
7	利用料金の減免	7
8	指定管理料の上限額	8
9	管理の基準	8
10	応募資格	10
11	提出書類	10
12	指定管理の募集及び選定方法	11
13	公募に関するスケジュール	11
14	募集要項の配布	12
15	募集要項に関する照会、質問事項の受付	12
16	応募者説明会、ヒアリング・プレゼンテーション	12
17	提案書類の提出	12
18	費用の負担	13
19	障害者の雇用促進・就労支援	13
20	選定基準	13
21	実績の反映	13
22	選考結果のおしらせ	14
23	提出書類の取扱いと情報の公開	14
24	指定管理者の指定	15
25	その他	15
★	この募集要項に関する照会	16

※選定基準は、別紙

※申請資料の様式は市ホームページからダウンロードしてください。

- 指定管理者指定申請書（第3号様式）
- 宣誓書及び同意書（第4号様式）
- 役員等名簿（第4-2号様式）
- 委任状（第４-３号様式）
- 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙４-４様式」
- 指定管理者事業計画書（第5号様式）（全期間分）
- 指定管理者募集に伴う質問書（別紙６）
- 指定管理者応募者現地説明会参加申込書（別紙７）

1　施設の概要（詳細は、仕様書を確認してください）

（1）浜松市新橋体育センター

ア　名称：浜松市新橋体育センター

イ　所在地：浜松市南区新橋町1番地の2

ウ　施設概要等

竣工時期：昭和53年3月

構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造２階建（Ｉｓ値：1.80）

敷地面積：23,001㎡（延床面積　1,815.3㎡）

施設内容

体育館	1,085.7㎡ （28.2m×38.5m）	バレーコート２面分（バスケットコート２面、バドミントンコート４面、卓球台16台、テニスコート１面）
	トレーニング室 （82.5㎡）	コンビネーショントレーナー サイクルトレーナー
	その他	ミーティング室
庭球場	3,593㎡	全天候型コート４面、夜間照明灯６基
野球場	11,547㎡	両翼92m、中央110m、夜間照明灯４基 （ソフトボール兼用）

駐車場：140台（うち身体障がい者用4台）

エ　施設の設置目的

浜松市新橋体育センターは、市民の健康の増進を図ることを目的とした施設であり、市民スポーツの振興・各種スポーツの場の提供・スポーツを通した交流の環境づくりを基本方針としています。

当該施設の条例、条例施行規則、関係法令及び関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

オ　休館日及び開館時間

施設名	休館日	開館時間
体育館及び駐車場	12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
庭球場及び野球場		午前9時から午後9時まで

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、また、臨時に休館・開館し、又は休館日を変更することができます。

※開館時間及び休館日の詳細は浜松市新橋体育センター条例を確認してください。

カ　年間利用者数：55,148人（令和４年度）

キ　法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市新橋体育センター条例、浜松市新橋体育センター条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針など

ク　現在の指定管理者に関すること（新橋体育センターほか5施設）

遠鉄アシスト株式会社

指定期間：平成３１年４月１日から令和６年３月31日まで

募集時の年度の指定管理料：103,990,740円（新橋体育センターほか５施設分）

ケ　その他

（１）　令和５年度に施設へLED照明機器導入工事を予定

（２）　２５その他　（２）キャッシュレス対応、（３）スポットクーラー対応　参照

（３）　新橋体育センター　一部利用料金変更予定（令和６年４月１日から）

	利用区分 利用時間等	条例改正前 利用料金	条例改正後 利用料金 R6
		A	B
1	体育室全面（9:00～18:00）	1570	1,750
2	体育室全面（18:00～21:00）	2480	2,810
3	体育室全面（21:00～21:30）	1240	1,400
4	体育室半面（9:00～18:00）	780	870
5	体育室半面（18:00～21:00）	1240	1,400
6	体育室半面（21:00～21:30）	620	700

（2）浜松市沖洗運動場

ア　名称：浜松市沖洗運動場

イ　所在地：浜松市南区若林町15番地の8

ウ　施設概要等

広場面積：3,827㎡

（施設等）グラウンド：2,823㎡（土）

（設備等）トイレ：1基

エ　施設の設置目的

浜松市沖洗運動場は、スポーツを通じて、市民の心身の健全な発達を図ることを目的とした施設であり、市民スポーツの振興・スポーツを通した交流の環境づくりを基本方針としています。

当該施設の条例、条例施行規則、関係法令及び関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

オ　開場時間：午前9時から午後5時まで

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開場時間を変更することができます。

カ　休場日：無し

※指定管理者が特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、臨時に休場・開場し、又は休場日を変更することができます。

※開場時間及び休場日の詳細は浜松市運動広場条例を確認してください。

キ　年間利用者数：2,767人（令和４年度）

ク　法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市運動広場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針など

ケ　現在の指定管理者に関すること：浜松市新橋体育センターの同項目と同じ

（3）浜松市瓜内スポーツ広場

ア　名称：浜松市瓜内スポーツ広場

イ　所在地：浜松市中区瓜内町1825番地（浜松市中部浄化センター内）

ウ　施設概要等

広場面積：8,973.5㎡

（施設等）グラウンド：4,820㎡（土）

（設備等）トイレ：２基、サッカーゴール：２台、ベンチ：８台、移動式バックネット：２基

エ　施設の設置目的

浜松市瓜内スポーツ広場は、スポーツを通じて、市民の心身の健全な発達を図ることを目的とした施設であり、市民スポーツの振興・スポーツを通した交流の環境づくりを基本方針としています。

当該施設の条例、条例施行規則、関係法令及び関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

オ　開場時間：午前9時から午後5時まで

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開場時間を変更す

ることができます。

カ　**休場日**：12月29日から翌年1月3日まで

※指定管理者が特に必要があると認めるときは市長の承認　を得て臨時に休場・開場し、又は休場日を変更することができます。

※開場時間及び休場日の詳細は浜松市運動広場条例を確認してください。

キ　**年間利用者数**：１１,３１５人（令和４年度）

ク　**法令等の規定**

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市運動広場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針など

ケ　**現在の指定管理者に関すること：**浜松市新橋体育センターの同項目と同じ

（4）浜松市大塚グラウンド

ア　**名称**：浜松市大塚グラウンド

イ　**所在地**：浜松市南区大塚町地内安間川河川敷（浜松市飯田グラウンド南側）

ウ　**施設概要等**

広場面積：25,350㎡

（施設等）グラウンド：22,000㎡（土）

（設備等）トイレ：４基、サッカーゴール：10台、ベンチ：10台、移動式バックネット：４基

エ　**施設の設置目的**

浜松市大塚グラウンドは、スポーツを通じて、市民の心身の健全な発達を図ることを目的とした施設であり、市民スポーツの振興・スポーツを通した交流の環境づくりを基本方針としています。

当施設の条例、条例施行規則、関係法令及び関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

オ　**開場時間**：午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは午後7時まで）

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開場時間を変更することができます。

カ　**休場日**：無し

※指定管理者が特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、臨時に休場・開場し、又は休場日を変更することができます。

※開場時間及び休場日の詳細は浜松市運動広場条例を確認してください。

キ　**年間利用者数**：　３６,２０９人（令和４年度）

ク　**法令等の規定**

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市運動広場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針など

ケ　**現在の指定管理者に関すること：**浜松市新橋体育センターの同項目と同じ

（5）可美公園施設

ア　**名称**：可美公園施設

（総合センター、野球場、庭球場、球技場、水泳場、弓道場、多目的広場及びゲートボール場）

イ　**所在地**：浜松市南区増楽町920番地の2

ウ　**施設概要等**

可美公園施設の概要等（新耐震基準で建設された建物）

施設	竣工時期	構造等	延床面積・敷地面積
総合センター	昭和 60 年７月	鉄筋コンクリート造 ２階建	6,025㎡ （体育館含む）
野球場	昭和 55 年５月	軟式野球２面 夜間照明付	20,812㎡ （併設駐車場含む）

庭球場	昭和 58 年５月	ハードコート２面 夜間照明付	2,914 ㎡
球技場	平成 14 年７月	グラウンド（土）１面	9,570 ㎡
水泳場 （屋内温水プール）	平成１年７月	25m×6 コース	6,480 ㎡
水泳場 （屋外プール）		流水プール・児童プール・幼児プール・ウォータースライダー	
弓道場	平成８年３月	6・10 人立近的 6 人立遠的	3,658 ㎡ （建築面積 1,121 ㎡）
多目的広場	昭和 57 年５月	グラウンド（土）１面	5,565 ㎡
ゲートボール場	昭和 58 年５月	グラウンド（土）１面	2,162 ㎡

駐車場：488 台（周辺駐車場も含む）

エ　施設の設置目的

可美公園施設は、スポーツ、文化、福祉及びコミュニティの形成等、生活文化の向上に資することを目的とした施設であり、市民スポーツの振興・各種スポーツの場の提供・スポーツを通した交流の環境づくりを基本方針としています。

当該施設の条例、条例施行規則、関係法令及び関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

オ　休館日及び開館時間

施設名	休館日	開館時間
総合センター	12 月 29 日から 翌年１月３日まで	午前９時から午後９時 30 分まで
野球場、庭球場		午前９時から午後９時まで
球技場		午前９時から午後５時まで （５月１日から８月 31 日までは、午後７時まで）
水泳場	（屋内温水プール） 12 月 29 日から 翌年１月３日まで	午前 10 時から午後８時 30 分まで （７月１日から８月 31 日までは、午前９時から午後８時 30 分まで）
	（屋外プール） ９月１日から 翌年６月 30 日まで	午前９時から午後５時まで
弓道場	12 月 29 日から 翌年１月３日まで	午前９時から午後９時まで
多目的広場		午前９時から午後５時まで （５月１日から８月 31 日までは、午後７時まで）
ゲートボール場	なし	

※指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、また、臨時に休館・開館し、又は休館日を変更することができます。

※開館時間及び休館日の詳細は、浜松市都市公園条例を確認してください。

カ　年間利用者数：214,556 人（令和４年度）

キ　法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針など

ク　現在の指定管理者に関すること：浜松市新橋体育センターの同項目と同じ

ケ　その他

（１）　令和５年度に施設へ LED 照明機器導入工事を予定

（２）　令和６年度に休館を伴う工事予定　２５その他（１）予定されている工事参照

（3）　２５その他（２）キャッシュレス対応、（３）スポットクーラー対応　参照

２　指定管理者が行う業務の範囲（詳細は、仕様書を確認してください）

（1）本施設の運営及び維持管理に関すること
（2）浜松市新橋体育センター条例第5条の2、浜松市運動広場条例第14条及び浜松市都市公園条例第25条に規定される事業及び本募集要項の施設の設置目的の実施に関すること
（3）施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること
※浜松市との協議により、施設のPRや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。
なお、支払い時期については、毎月の業務完了報告後に、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者の当該請求書を受領してから30日以内に指定管理料を支払います。
※指定管理料は、毎月の後払いとなります。
※利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

※昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、施設の管理に要する費用のうち、電気料等は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の精算に係る特記事項（令和5年度選定施設に係る特例措置）」をご確認ください。

５　利用料金の規定

利用料金は、浜松市新橋体育センター条例及び条例施行規則、浜松市都市公園条例及び条例施行規則で規定する利用料金の額を上限に、指定管理者が設定し、市の承認を得てください。
※利用料金の詳細は、浜松市新橋体育センター条例及び条例施行規則、浜松市都市公園条例及び条例施行規則を確認してください。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　利用料金減免の手続

浜松市新橋体育センター条例第10条及び浜松市都市公園条例第30条に基づき、指定管理者は、規則で定める場合に該当するとき又はその他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができます。
なお、利用料金の減免に関する詳細は、浜松市新橋体育センター条例施行規則及び浜松市都市公園条例施行規則を確認してください。

８　指定管理料の上限額（全施設合計）

管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。

令和　６年度　１１０，９５３，０００円
令和　７年度　１１４，７２９，０００円
令和　８年度　１１３，８０７，０００円
令和　９年度　１１３，８０７，０００円
令和１０年度　１１３，８０７，０００円
合計　５６７，１０３，０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。
※応募の際は、消費税１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。
※「２５その他」の項目を参照し、一部休館を考慮した提案額としてください。

９　管理の基準

（1）以下の基準を守って本施設の業務を実施していただきます。

ア　指定管理者は自らの責任において、関係法令、条例及び同施行規則を遵守し、適正に本施設の運営を行ってください。また、地方自治法及び条例並びに個人情報保護条例など、業務を行うにあたっては関連する法規を遵守し、業務を実施してください。

イ　業務を行うにあたり、利用者が安全・快適に施設を利用できるよう、施設整備及び物品の適切な維持管理を行ってください。

ウ　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱ってください。個人情報保護法、浜松市個人情報保護条例及び同条例施行規則を遵守することはもちろんのこと、個人情報の取扱いについては、十分に注意を払ってください。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定で定めます。
※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

エ　包括的な業務の再委託は認められません。

オ　指定管理期間中、市が改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合があります。改修・修繕計画については、市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度市より協議を申し入れることとするので協力をお願いします。

（2）浜松市と指定管理者とのリスク分担

種類	内容	負担者	
		浜松市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、1 件 60 万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、1 件 60 万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	浜松市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、浜松市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定いたします。

※指定管理者は、自らの責に帰すべき事由による施設及び設備の賠償保険に入らなくてはいけません。

※その他の指定管理者の役割

・指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、本施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。

・指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに浜松市に報告をしなければなりません。

※指定管理者が、管理施設に関する独自ウェブサイト（ホームページ）を作成・公開・維持管理する場合は、ウェブサイトに脆弱性等が存在しないよう、情報のセキュリティの確保に十分注意するとともに浜松市市民部スポーツ振興課に報告してください。

なお、トラブル等発生時には直ちにその旨を浜松市に報告してください。

10　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと
（2）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと
（3）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと
（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと
（5）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
（6）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
（7）指針第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
（8）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
（9）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと。
（10）過去 3 年間に浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 13 条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
（11）共同事業体による応募は可とする。
（12）同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
（13）浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、浜松市凧内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、可美公園施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体
（14）浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、浜松市凧内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、可美公園施設場の管理運営を行う上で必要となる許可、許可等を有する団体

11　提出書類

紙資料として、正本1部、コピー14部（計15部）を提出してください。
電子データ（PDF、ワード等）として、（2）～（4）を提出してください（CD-R等）。
（1）指定管理者指定申請書（第3号様式）

（2）事業提案書概要版（A4サイズ両面２枚（A4 ４ページ分）、本文フォントサイズ12）
（施設運営管理方針に関する項目（1ページ）、事業提案（計画）に関する項目（2ページ）、指定管理者に関する項目（1ページ））
（3）指定管理者事業計画書（全期間分）（第5号様式）
※1 収支計画表は施設ごとの計画も記載してください。
※2 工事による一部休館があるため収支計画表等の作成は項目２５を参照してください。
（4）事業提案書（全期間分、当日プレゼンテーション（パワーポイント等）資料含む）
（5）宣誓書及び同意書（第4号様式）
（6）役員等名簿（第4-2号様式）
（7）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は3ヶ月以内の日付であること）
（8）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（9）過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの

（１０）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（１１）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（証明日は3ヶ月以内の日付であること）
②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください。）
※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類とし提出していただきます。
（１２）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
①委任状（第4-３号様式）
②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（１３）提案資料の取扱いに関する回答書（別紙4-４様式）　※詳細は２３（４）参照
（１４）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同企業体の場合、（５）～（１２）は構成団体全てについて書類提出が必要です。

12　指定管理者の募集及び選定方法

（1）指定管理者の選定方法
指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
（2）選定にあたっての審査方法等
指定管理者の選定にあたっての審査は「南区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「南区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。
（3）選定結果等の通知
審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。
（4）協定の締結
市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。
（5）次点交渉権者との交渉
優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

13　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和５年6月２６日（月）	～	募集要項のホームページ掲載及び配布
	～6月３０日（金）	現地説明会申し込み締め切り
7月　6日（木）		応募者説明会、施設見学会
6月２６日（月）	～7月１４日（金）	募集要項に関する照会、質問事項の受付
7月２８日（金）		質問事項に対する回答（一斉回答）
	～8月１０日（木）	**提出書類の申請受け付け**
8月中旬	～8月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問（※）
9月6日（水）		ヒアリング・プレゼンテーションの開催、候補者選定のための選定会議
10月上旬		優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
10月		仮基本協定書の締結
12月		指定管理者の指定（市議会議決以降）

12月　以降　　基本協定書締結

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。回答を、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

14　募集要項の配布

募集要項は、令和５年６月２６日（月）から配布します。

・配布場所：
　浜松市南区役所区民生活課（分室）
　所在地：〒430－0897 静岡県浜松市南区江之島町600番地の1
　電話：053－425－1382
・配布時間：午前9時～午後5時
・浜松市ホームページからダウンロード：
　市HP→産業ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

15　募集要項に関する照会、質問事項の受付等

募集要項の内容等に関する質問の回答や、追加資料送付を次のとおり行います。
質問は、電子メールでお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。

・受付期間：令和５年7月１４日（金）午後5時00分まで
・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別紙６）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、提出してください。
・質問に対する回答等：質問の回答及び追加資料送付は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに送付します。（質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉送付します。）
　回答日：令和５年７月２８日（金）※予定であり遅れる場合があります。
・質問事項に関する照会、質問事項の送付先：
　問合せ先：浜松市南区役所区民生活課（分室）（電話：053－425－1382）
　所在地：〒430－0897 静岡県浜松市南区江之島町600番地の1
　E-mail：s-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
　担当：竹本、飯尾

16　応募者説明会、ヒアリング・プレゼンテーションの開催

（1）応募者説明会の開催
　日時：令和５年**７月６日**（木）　午後１時 30 分～ 午後２時 30 分
　場所：可美公園総合センター　第１研修室
　※参加を希望する場合は、（別紙７）の「指定管理者応募者現地説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、**６月３０日**（金）**午後 ５ 時**（必着）までにＥメールにてお申込みください。説明会に参加する方は HP から必要書類を印刷してご参加ください。
　現地説明の実施（説明会終了後）
　　①可美公園施設　　午後２時 30 分～午後３時 00 分
　　②新橋体育センター　　午後３時 15 分～午後３時 45 分
　※希望者を対象に行います。各施設へは各自でご参集ください。現地説明の時間は前後することがあります。
　※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。
（2）プレゼンテーション・ヒアリングの開催
　日時：令和５年**９月６日**（水）　13:30（予定）
　場所：浜松市南区役所３階 大会議室
　内容：応募者からの事業説明、その後ヒアリング

17　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、**【提出期限：８月１０日（木）午後5時00分】**までに浜松市南区

役所区民生活課（分室）（受付時間：午前9時～午後5時、土・日及び祝日を除く）に提出してください（必着。郵送可）

書類はA4ファイルに綴り、ファイルの表紙に「浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、浜松市凧内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、可美公園施設　指定申請書」、「団体名」、「正本（副本）」を記載し、インデックス等により項目を表示してください。

※応募に関する費用は、全て応募者の負担になります。

※提出期限後の提出書類の受付はできません

※提出期限後の提出書類の変更、追加はできません。

18　費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

19　障がい者の雇用促進・就労支援

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

20　選定基準

別紙選定基準のとおり

21　実績の反映

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（1）**事後評価の反映について**

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%	

選定時評価点７５.４点　×　1.2%　＝　0.9点を加点

（3）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（4年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎

年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

- 提案した業務及び自主事業の不実施
- 労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
- その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
- 当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
- 加入すべき保険の未加入
- 事業計画書、事業報告書の提出期限超過
- 事業計画書、事業報告書が指定どおりの内容となっていない

22　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和５年10月上旬（予定）に文書にてお知らせします。

23　提出書類の取扱いと情報の公開

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由　③提案の概要　④提案金額　⑤評価内容　⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物

- 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙4-4様式」
- 応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

24　指定管理者の指定

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第 244 条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和５年 11 月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

25　その他

（1）予定されている工事

【令和６年度可美公園受変電設備工事】

可美公園施設は、令和6年９月から令和６年１２月（予定）まで、受変電設備の工事により停電します。これに伴い、総合センター及び水泳場内への立ち入りができなくなります。

指定管理料の積算や職員配置等を提案書に含め、管理・運営はこの提案を基に行ってください。

影響する施設：総合センターの全施設（ホール、体育館、会議室、全研修室、全和室、視聴覚室、軽運動室、体育指導室、控室等、事務室等全部屋）及び水泳場の全施設（プール、更衣室、事務室等全部屋）

・工事期間は、総合センター及び水泳場の営業（一般利用、自主事業、事務所対応）が出来ません。
・総合センター及び水泳場の事務所にも立ち入りできません。
・弓道場及び屋外施設の電気は別系統のため、通常の運営が可能です。
・工事期間の変更や周辺施設の制限の可能性がありますが、これらによる指定管理料の補填等は行いません。（リスク分担事項は除く）
・現次点において、工事期間中、仮設事務所を市が設置する予定です。（今後、変更する場合があります。）

【令和６年度可美公園体育館吊り天井改修工事】

可美公園体育館は令和6年８月から令和7年６月（予定）まで、天井工事を行います。これに伴い、体育館等（軽運動室、控室及び体育指導室等）内へ立ち入りができなくなります。

指定管理料の積算や職員配置等を提案書に含め、管理・運営はこの提案を基に行ってください。

影響する施設：総合センターのうち、体育館、軽運動室、控室、体育指導室及び廊下・トイレ・更衣室等の付随する箇所（軽運動室、控室及び体育指導室は原則使用出来ません。）（工程により使用できる場合があります。）

・工事期間は、体育館（軽運動室、控室及び体育指導室）等の営業（一般利用、自主事業）が原則出来ません。
・休館に伴う管理・運営体制等をご提案いただき、人工等を積算してください。
・工事期間の変更や周辺施設の制限の可能性がありますが、これらによる指定管理料の補填等は行いません。（リスク分担事項は除く）

【その他工事】

瓜内スポーツ広場

下水道建物解体工事　令和6年7月から令和7年3月まで（予定）

広場の一部を仮囲いして工事を行います。

工事期間は、広場の一部（下水道施設側の工事車両が侵入、作業する箇所）が使用出来なくなります。

【長寿命化工事や改修工事等】
これらの工事の可能性がありますが、各部屋・施設単位の工事を行う場合の利用料収入減は補填しません。（例：内装貼替工事、LED化工事等）

（2）キャッシュレス対応

以下のとおり指定管理料に積算してください。

ア　イニシャルコスト（初期導入費用）

キャッシュレス決済端末を2台以上（可美総合で１台以上、新橋体育センターで1台以上）設置すること。

１台あたり 180,000円（税込額）で計算　（当初の年）

※キャッシュレス決済端末は、第Ⅱ種備品相当となります。指定管理料で指定管理者が購入した場合、協定期間終了後は、指定管理者は市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければなりません（指定管理者がリース等で調達した場合を除く。）。

イ　ランニングコスト（協定期間中かかる費用）

対象施設の令和元年度利用料金収入（消費税10％で積算）×3.5％（手数料率）×32.5％（ｷｬｯｼｭﾚｽ利用比率）＝年間のイニシャルコスト

可美31,412,458円×3.5％×32.5％＝357,317
新橋10,514,022円×3.5％×32.5％＝119,597
合計476,914円　←1年間
476,914円×４年間＝1,907,656円

（3）スポットクーラー

スポットクーラー（夏季３ヶ月設置）４台を２施設で設置すること。（可美総合で４台、新橋体育センターで４台）

以下のとおり指定管理料に積算してください。

１台あたり 63,000 円（税込額）で計算

※スポットクーラーは、第Ⅱ種備品相当となります。指定管理料で指定管理者が購入した場合、協定期間終了後は、指定管理者は市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければなりません（指定管理者がリース等で調達した場合を除く。）。

（4）ネーミングライツについて

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

★　この募集要項に関する照会

この募集要項に関する照会・質問等は、下記まで問い合わせください。照会・質問及びこれらに対する回答は、質問者の名を伏せて他の応募者に対してもお知らせします。

問合せ先：浜松市南区役所区民生活課（分室）
所在地：〒430－0897　静岡県浜松市南区江之島町600番地の1
電話：053－425－1382
E-mail：s-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
担当：竹本、飯尾